

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 最近の租税条約の動向

昨今、我が国ではかなり早いペースでの租税条約・租税協定の改正・新規締結が行われています。タックスヘイブン国との情報交換協定の他、香港租税協定の締結、オランダ、シンガポール等との重要な条約の改定もおこなわれています。その動向にはどのような特徴があるのでしょうか。

課税当局間の相互協議に係る仲裁規定の導入

租税条約では二重課税排除のための救済措置として相互協議が規定されています。そこには、二国間の権限のある当局が納税者の申し立てにより事案解決に努める、と規定されているのみで、両当局に対して合意に達する義務があるわけでもありませんし、納税者が協議の場に参加することもできません。このため、相互協議申し立てから 2 年以内に両当局の合意に達しない場合には、納税者の要請により独立第三者である仲裁人に結論を委ねられるように設けられたのが、仲裁規定です。これにより、二重課税が解消される可能性はさらに高くなり、納税者も手続に参加することができます。

2008 年度版 OECD モデル条約においてはこの仲裁規定が既に織り込まれていて、我が国においても今後の条約の改正や締結の際は導入する方針としていくようです。

❖ 該当租税条約 ❖ (2010 年 1 月以降、以下同じ)

日オランダ租税条約 (改正、2010 年 8 月署名)

日香港租税協定 (新規、2010 年 11 月署名)

情報交換規定改正・情報交換主体の租税条約締結

情報交換規定は、条約の適用される事実関係の確認や国内法の適正な執行のために、国内で入手できる情報だけでは不十分な場合において両当局の必要な情報を相互に提供しあうことを目的として設けられています。OECD モデル条約には既に規定されていますが、近年の世界的な金融危機を契機として、いわゆるタックスヘイブン国への不透明な資金の流れが問題視されたこと等を背景に、この情報交換の重要性が高まる気運となりました。

我が国においてもこうした国際的な流れを踏まえて、特にこれまで低税率国等の租税に関する実効的な情報交換に消極的とされていた国又は地域との情報交換協定ネットワークを拡大しています。さらに、国内法においても平成 22 年度税制改正により外国税務当局との情報交換に関する新たな規定が設けられました (租税条約等実施特例法 8 の 2)。

❖ 該当租税条約 ❖

日ルクセンブルグ租税条約議定書 (改正、2010 年 1 月署名)

日ベルギー租税条約議定書 (改正、2010 年 1 月署名)

日シンガポール租税条約議定書 (改正、2010 年 2 月発効)

日スイス租税条約議定書 (改正、2010 年 5 月署名)

日マレーシア租税条約議定書 (改正、2010 年 11 月発効)

日バミューダ租税協定 (新規、2010 年 2 月発効)

日バハマ租税協定 (新規、2011 年 1 月署名)

日ケイマン租税協定 (新規、2011 年 2 月署名)

日ガーンジー租税協定 (新規、2011 年 1 月基本合意)

日マン島租税協定 (新規、2011 年 3 月基本合意)

日ジャージー島租税協定 (新規、2011 年 3 月基本合意)

お見逃しなく！

- 仲裁規定の対象となる取引事案としては移転価格課税に係るものも想定されますが、事前確認（A P A）に係る相互協議の申し立ては、対象となりません。
- 日バミューダ租税協定は我が国にとって初めての租税に関する情報交換を主体とした協定です。